

## 下松市告示第161号

### 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務を委託する事業者を募集するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）に係る手続を開始するので公告する。

令和3年9月27日

下松市長 國井益雄

#### 1 業務の概要

- (1) 業務名 下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務
- (2) 業務内容 下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 運用開始予定日から5年間
- (4) 委託料 無償とする。

#### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、公告の時点で次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市若し

くは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年間において、他の地方公共団体において、広告付き窓口番号案内システム設置業務の実績を有すること。

### 3 選定方法

#### (1) 方式

公募型プロポーザル方式

#### (2) 選定審査

下松市広告付き窓口番号案内システム設置業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）により行う。

#### (3) 選定審査方法

企画提案書の内容により、評価基準項目に基づき審査を行う。委員会の委員の合計点数が最上位の者かつ標準点数以上（合計の60%）である者を優先交渉する事業者（以下「優先交渉権者」という。）と選定することとし、1者のみの参加申込の場合においても選定審査を実施する。

#### (4) 選定審査結果の通知及び公表

優先交渉権者の決定の後、企画提案書の提出を行った全ての事業者に対し文書で通知するとともに、優先交渉権者の名称を下松市ホームページ上で公表する。

### 3 実施要領等の配布

下松市ホームページ（<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/>）から入手することとし、窓口及び郵送による配布は行わない。

掲載場所：トップページ＞組織から探す＞市民課

#### 4 参加表明書及び提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとする。

- (1) 提出期間 公告の日から令和3年10月11日(月)午後5時まで(必着)とする。
- (2) 提出方法 「9 担当部署」へ郵送するものとする。

#### 5 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出期限  
令和3年10月28日(木)から令和3年11月11日(木)までの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出方法  
「9 担当部署」へ持参し、又は郵送するものとする。

#### 6 選定方法

本プロポーザルにおける企画提案者の特定は、委員会において行う。

- (1) 企画提案審査実施日  
令和3年11月中旬から下旬までの日に実施予定
- (2) 実施方法  
下松市役所内において実施する。ただし、会場の入室者は3名以内、1法人当たりの説明時間は30分以内、質疑応答10分程度とする。

#### 7 詳細

詳細は、「下松市広告付き窓口番号案内システム実施要領」による。

## 8 その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、本プロポーザル方式の一部を変更する場合があります。その場合は、別途通知する。

## 9 担当部署

下松市生活環境部市民課戸籍住民係

〒744-8585 山口県下松市大手町3丁目3番3号

TEL (0833) 45-1822

FAX (0833) 45-0060

E-mail [jyumin@city.kudamatsu.lg.jp](mailto:jyumin@city.kudamatsu.lg.jp)